



発行所
全国青年税連
東京都目黒区碑文谷
1-19-13(03)(716)5382
(税理士村田昭事務所)
編集兼发行人 志水 源司

租税法律主義と税務監査

税務監査論の起源についてはかなり古く、日税連が大蔵大臣なりに国税庁長官に対し、税理士に税務書類の監査証明を行なわしめよう要望した。昭和二十八年九月にまでさかのほることが出来るものとされ、その後、昭和三十四年三月、東京税理士会税理士制度委員会では、税理士法第三十三条の二の、添付書面及び付属明細書試案を発表し、更には同じ頃、日税連でも税務計算書類の調査実施準則案を作成するに及び、具体的にこの制度確立への準備が開始されたといわれているが、これが「税務監査」という用語に定着し、実際に具体的な問題として論議を生むに至ったのは、比較的近年の昭和四十三年十二月発表の「税務監査基準の設定に関する東京税理士会制度部試案(第三次草案)」に端を発するものである。

一方、日税連では昨秋以来、税理士法改正対策委員会理論小委員会を中心とした税理士法改正要望書案の作成作業を進めており、近く成案を得て各単位会にこれを諮問する予定であると言われているが、その中で、この税務監査を改正案

の重点項目の一つとして取り上げ当性、真実性を担保するために一定の監査基準に基づき、会計処理から課税基準及び税額の計算に至るまでの過程を監査し、証明することを税理士の独占業務とする旨の見解を明らかにしている。

しかしながら、この税務監査論については、極く限られた一部の論者を除く大多数の会員にとっては今漸くその論議が開始された段階に過ぎず、しかも、これが税理士制度との関りにおいて、果して誰のために、何故に有用かつ有効であるか、あるいはその目的、意義・基準、手続き、規範力、責任の問題等、具体的な内容を含む重要な事項についても殆んど何一つ解明されていないのが実情である。従つて、その証拠に、論者によつてさまざまな「税務監査論」があるばかりでなく、甚だしきは同一の論者においてさえ、強力な反論に対し、または討議の中で、しばしば自らの論理の矛盾に遭り、やがては論旨の修正ないしは変更を余儀なくされている現状は、その本質に関する理解の差異はとも角

いすれにしろ、税理士が納税者の代理人としてその権益を擁護し税理士法主義の実現を通じて民主的な申告納税制度の発展に資するという税理士の究極の使命と職責にかんがみ、この税務監査に果していかなる位置づけを与えるべきか、以下の税理士法の改正作業が進められているだけに、税理士制度の将来に關わる極めて重大な問題として、今その本質を究明することは誠に重要、かつ急を要するものとなるうとしている。

われわれは、こうした未成熟な論理のまま、しかも十分な討議もなく、徒らに性急に制度化することに限りなく大きな危惧を抱くがゆえに、ここに本問題の本質に関するシンポジウムを開催し、積極的な討議の足がかりとしようとするものである。

なお、当日日税連より北川副会長、ならびに上林制度部長大阪合同税理士会より仁科税理士制度委員長にそれぞれ出席賜り特に北川副会長には積極的に討議にご参加頂きましたことを、紙上をかりて厚く御礼申上げます。

全国連税青

「税務監査」の基準に含めること
は、租税法律主義を害うものであ
る。

二、監査報告について

監査は通常、監査結果の報告を
もってその効果をもたらすものと
考えられるが、この報告について
も、その必要なしと論ずるもの
(監査報告なき監査制度とは空虚
な概念のことであるが)から、
税務官庁へ提出することを主張す
る意見まである。その報告の内容
についても、監査範囲から採用し
た手続、結果までを長文の報告と
することを考えているものもある
が、イ、の監査客体についての考
え方ともからんで、その主張する
所は一定していない。

以上のように、現在「税務監
査」として主張されているものの
内容は、極めて種々の内容を含ん
でいることは、その論者によつて
「税務監査」の目的が色々である
からである。この目的について見
ると、①「税務監査」でもって、
課税標準及び税額の正当性、正確
性を証明し、税務官庁の調査にか
ける機能を期待するもの。そ
の実限可能性についてはともかく
として、監査人の責任と権限、納
税者と徵税者の民主主義社会にお
ける対立の必然性についての理解

の欠除、等々の点から、

監査は決して納税者のためにも

稅理士のためになるものでない

と言わねばなるまい。

とによって、商法の監査制度改革

(悪)と関連して、監査は公認会

計士の専売でないことを明らかに

し、職域の拡大(?)を期するも

の。——この目的を期する論者に

とっては、「税務監査」の内容は

いわばどうでもよいことであつて

改悪反対の論拠としてあげている

監査という言葉と、政治的効果が

ねらいとするところと思われる。

この論者は、現在稅理士会が商法

監査基準に通達を含めない限り、

稅務当局に対しては何ら正当性、

正確性を証明することにならず、

通達を含めれば、租税法法律主義

に反して納税者の権利を侵すこと

になる。

また、正当性、正確性の証明は

当然に証明者の「責任」の問題を

生ずるか、法平等の原則から、課

稅標準や税額の監査には重要性の

原則が入り込む余地がないため、

監査人の責任は無限に拡がり限定

できぬ心証を得るために、「監

査」をおこなおうとするもの。

現在論ぜられている各種の「税

務監査」には、大まかにいつて

このような三通りの目的、意図が

それぞれその背景になつてゐるも

のと考えられる。

2 「税務監査制度」によつて、も

たらされてはならないポイント

さて、稅理士制度が、租税法律

主義を前提として、納税者の権利

もつてあるものと考へられる。

ヨーゴをその目的とするものであ

る以上、「税務監査」を論ずる場

合も、常に納税者の権利ヨーゴに

とつてあるかという視点が

必要である。

この二点から考へるならば、先

に見た税務監査の目的のうち、課

稅標準及び税額の正当性、正確性

を証明しようとするものは、その

とおりに、現在論ぜられて

いる「税務監査論」は、納税者の

権利ヨーゴのためにも、稅理士自

身の権利確立のためにもマイナス

となる多くの問題をかかえてお

り、その制度化に絶対に反対する

ただ、先にも記した、稅理士

なり、稅務相談を確信をもつてお

こなうための「監査」を「税務監

査」として主張している人々の動

機は充分に理解できるし、また、

稅理士本来の基本的業務である稅

務代理の確立——稅務代理権の確

立——のためそのような「監査」

は当然必要である。

しかし、この「監査、点検」は

代理人が、代理行為をするため

に、専門家としての心象形成を得

るべく実施するもので、いわば、

稅務代理等の付隨行為であるから

「税務監査制度」としてこれを確

立させる必要は全くない。

稅理士制度は本来稅務代理人制

度であり、その意味でも、第三者

的な装いをもつ「税務監査制度」

は稅理士制度を変質させるもので

あり、これを認めるべきでない。

うに部分監査

「監査範囲の限定を

前提としてしか成立しえない必然

性をもつてゐるものと考へられる

よ。

今年度の最終幹事会は六月二十

一日、東京・教弘会館で午後一時

より開催した。

村田代表幹事の挨拶の後、審議

に入った。

(議題)

1 稽理士法対特別委の運営と日

程調整の件

2 定時代議員総会運営対策と各

会の動員について

3 総会議案の最終審議並びに監

査に関する件

4 商法改正対策に関する意見具

申に関する件

5 組織強化活動報告と具体策に

ついて

6 その他

税理士法改正に関する修正意見

書の原案は七月五日、六日の両

日、名古屋の松岡旅館で特別委員

会を開催して作成することになつ

た。

次に、次期の役員人事が討議さ

れ特に村田代表幹事より要望があ

り、高知青年稅理士会・諭訪青年

の幹事を選ぶことが話しあわれた

。(六月二十一日記)

高知・諏訪に青税連誕生

組織拡大報告

代表幹事 村田昭

全国青税連は岐阜市での第一回定時代議員総会で組織部が設置され本格的に組織拡大活動に入った特に本年度は個人加入制度に力を入れ、まず個人会員と全国青税連を密接なバイブルで結ぶことが先決であるという認識から精力的な活動を実行した。

ここにその概況を報告し会員諸兄の参考としたい。

全会員が組織部の幹事であるという意識をもって戴き今後とも絶大なご協力を賜りたい。

組織拡大を実行するに当つてまず第一に考えたことは、都会的な発想による啓蒙運動では全国青税連の思考は徹底しないという考え方をとり、同じ次元で、同じ立場で、同じ青年という立場でお互いに手を結んで心を結びあって努力しよう、不平不満をいよいよ、それを乗りこえるにはどうすればよいのか、不平不満のみで前進はありえないということを強く訴え、地方の特殊事情を強く考慮に入れたことである。

地方の青年税理士の声を肌で感

じることが先決に思い四十四年八月月初旬に福岡市・熊本市・鹿児島市を訪問して、税理士をとりまく市を訪問して、税理士をとりまく特に本年度は個人加入制度に力を入れ、まず個人会員と全国青税連を密接なバイブルで結ぶことが先決であるという認識から精力的な活動を実行した。

全国青税連の精神は理解できるが、すぐに行動するには色々の困難があるとのことであったと思う

これらの事を参考にして、全国的に全国青税連の存在意義をますもってPRした。九月には単位位会の会長あてに代表幹事の筆によるPR原稿の掲載依頼をお願いした。

その結果、東京・大阪・名古屋東京地方、北海道等の会報に掲載され、入会の問い合わせや反応があつた。

十一月十五日・十六日には、日

一一番から二三七〇番までの昭和

生れの税理士をピックアップして名簿を作成する急にはまだ時間を要すると思う。

十一月は時間をおしみながらの活動であったが、十七日は豊橋

青年税理士クラブの創立総会に出席し、十八日には高松市を訪問し合った。高松では我々の努力話し合った。高松では我々の努力話し合った。高松では我々の努力

不足からか専税協の団体が出来て反省している。この日は、青年税理士の出席が少なかつた事が結果

じるには不成功に終つたと思う。

十九日、二十日には、いよいよ四

月は今回の世話役をして戴いた吉

田先生に会に最後の話合いをして二十一日午後の飛行機で帰京し

その足で税理士会館に行き第一回

の全国向けのシオリ発送を行つた

高知では、「高知青年税理士会」が発足し現在、月例研究会、旅行

会等の活動を行ない全国青税連本部には「税理士法改正の意見書」

が提出されている。又規約改正に

ついての要望もあり、小さな光かもしれないが、全国各地に与える

今後の影響を考えると大きな光を

思ふ。

十二月五日の総決起大会の後に北海道の青年税理士と話し合つた

明けて四月九日には、以前から

手紙・資料の交換をしていた長野

・諏訪の浜先生達に会い、いよいよ諏訪を訪問することになり打合

せを行ない十六日、十七日の両日

諏訪市を訪問して、青年税理士多數と意見の交換を行なつた。

この一年間、文書による呼びかけも積極的に行い加入促進のムードづくりに努力した。

五月には「諏訪青年税務研究会」として発足し、会則第二条には

「全国青税連盟」との連絡をうたつて。この二つのグループは今後全国青税連に与える影響は大きくなると思う。

その他地方には青年税理士を中心とするグループがあるが、資料交換したり手紙を出したりしてアプローチを試みている。

六月には第二回目の加入呼びかけを実行する為に現在準備中である。個人加入会員にも近くの青年税理士を紹介して戴くように呼

びかけもしている。

一日でも早く眞の意味の全国青税連に成長して、いつの日にか、完全な全国化が達成されるものと

夢みてる。(六月十日記)

名古屋を中心としてのアプローチも強く、未入会ではあるがグループが出来た。思うに地方の事情に適応したグループを結成する必要があるし、親睦グループであつてもよいし、研究グループであつてもよいと思う。

組織部では数回の会合をもち、

名古屋を主催してのアプローチも強く、未入会ではあるがグループが出来た。思うに地方の事情に適応したグループを結成する必要があるし、親睦グループであつてもよいし、研究グループであつてもよいと思う。

一日でも早く眞の意味の全国青税連に成長して、いつの日にか、完全な全国化が達成されるものと

夢みてる。(六月十日記)

もよいと思う。

一日でも早く眞の意味の全国青税連に成長して、いつの日にか、完全な全国化が達成されるものと

夢みてる。(六月十日記)

もよいと思う。

名青稅
大青稅

も全会員の協力により、層の組織を拡大充実がなされるよう約した。各部報告に於ては、限られた予算を最大限に活用した成果報告がされたが、やはり予算不足を感じられた。総会終了後の研修会に於ては宮下直税部長を中心とした行政当局諸士と税理士業界における第一線若手税理士との現場情報交換的意味合いを持った座談会が催され、宮下部長も昭和一年生で我考の士に見受けられ参加者一同意を強くした次第、今後も斯様な会の催を願つた。

名古屋税理士会連第五回定期総会及び研修会は五月十六日名古屋税理士会館にて名古屋国税局直税部長他多数の来賓出席の許に盛大に開催された。報告事項・審議事項は原案通り承認可決された。報告議案中「会員に関する事項」では

にされた件につき、大税会弘報部に公開質問状を提出することに可決された。

ル大会が開催され、六十数人の全員が参加、京都支部が優勝。

も全会員の協力により一層の組織拡大充実がなされるよう約した。

各部報告に於ては、限られた予算を最大限に活用した成果報告がされたが、やはり予算不足が感じられた。総会終了後の研修会に於ては宮下直税部長を中心とした行政

当局諸士と税理士業界における第一線若手税理士との現場情報交換的意味合いを持つた座談会が催され、宮下部長も昭和二年生れで我々と年代を同じくされている関係上税務行政についても十年後の情

ユーダの導入による税理士事務所の将来の方向等、有意義な講演を熱心に聞き入っていた。終了後、飯塚先生を囲んで、懇親会を開いた

なわれた。規約審議の中心は、目的度最後の役員会を催し、規約審議、総会討議を中心に活発な討論が行なわれた。「税理士会の強化發展」を「税理士制度の強化發展」に第三条「本会は青年税理士を以つて組織する」を「一般試験合格者及びそれに準じて資格を取得した税理士を以つて組織する」と改め、年令制限については、審議の結果、明文化せず、役員の選出、その他運営画面で留意していく」となった。

その他六月三日、厚生部主催の春の親睦旅行が多数の全員出席のもと熱海ガーデンで行なった。

調答申批判」としての青税意見書の再検討を行つた。三月十日第一回委員会を開き、以後七回委員会を開催した。討論の中心は、税務監査、税務代理、試験制度等であり、近く修正意見書が発表されるはこびとなつた。

東青税

東京育税連は二月定例役員会で

日程決まる!!

七月十九日(日) 热海にて開催

第三回定時代議員総会は七月十九日、静岡県熱海市において次のとおり開催されることが決まった。

○代議員総会

日時十九日十二時三十分～十五時
場所熱海ニューフジヤホテル会議室

研究会

日時　十九日　十五時三十分～十七時
場所　熱海ニューフジヤホテル会議室
テーマ『税理士事務所の事務管理』

「元祖」の時代

発表者 東京 宅野 仰

(十七時より十八時まで休憩)

◎ 懇親全

日時 十九日 十八時三十分

コンベンションホール

幹事会開催

(7)

全国連税青

第五回幹事会は

四月十四日午後二時から、大阪合同税理士会館で開催。松本副代表幹事の議長によって午後五時過ぎまで、次の事案が審議された。

(一) 税理士法改正問題について

今回の幹事会には、本連盟法特別委も参加し、まず、村田同委員長から、三月十九日の法対委員会の報告、その後の経過説明があり、日税連法対委の動向とこれの対策について、特に、青税出身の日税連法対委への要請事項並びに法改正に関する本連盟の意見書の取扱いが検討された。

(二) 新商改正対策について

村田商対策委員長より、経過報告があり、日税連商対委員長との協議事項とその対策について審議された。

(三) 定時代議員総会について

安井総務部長から、同大会運営委員の決定につき報告され、承認された。次いで、桑原同委員長から、同大会の概要発表と全幹事の協力が要請された。

(四) 組織拡大状況に関する件

村田代表幹事、奥田組織部長より、未組織地区の個人加入と地域

別グループ結成状況についての報告があり、今後の活動予定について意見が求められた。

(五) 各部報告その他

主なものは次の通り。第一回シンボジューム開催について(研究部)、同好会の結成と同規約の検討(夏生部)、規約審議の経過と意見の聴取(規約審議特別委)

各部長から、部会の結果を発表収支状況とともに定期総会議案書についても併せて審議された。

2 代議員総会に関する件

桑原実行委員長より、総会及び関連行事の委員会計画が発表され(下記参照)、一同の承認を得た後、総会運営とその対策について協議された。

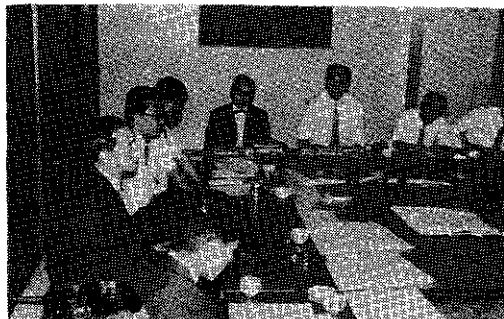
3 規約改正に関する件

村田代表幹事からの規約審議特別委員会の経過報告と次回総会に上程する事項についての提案に対し検討された。

4 税理士法改正対策について

村田代表幹事より、法対特別委員会の経過発表があり、全国青税としての税理士法改正に対する意見書の取扱いについて、今後の対策を協議した。

また、社会党の横山利秋議員が臨席され、商法改正問題、国税不服審判所設置、来年度税制改正の問題点につき報告があり、意見の交換が行なわれた。最後に、次回幹事会を六月二十一日、東京で開催することを申合せた。(以上)



第六回幹事会は

五月二十日名古屋国鉄会館において開催。

ます午後一時から、各部別幹事による本年度の事業予定と事業報告並びに次年度事業計画案の検討

を行ない、午後二時から、吉富副代表幹事の議長によって、次の事項を審議、午後六時散会した。

1 各部事業予定と事業報告及

第三回定期

リクレーション大会
の企画も揃う!!
翌二十日(月)三部に
分れて実施

○マージャン

日 時 二十日 九時三〇分スタート

場 所 熱海ニューフジヤホテル

会 費 三〇〇〇円

○ゴルフ

日 時 二十日 九時三〇分スタート

場 所 サザンクロスカントリー

(ホテル発八時三十分)

会 費 七〇〇〇円

○旅行

日 時 二十日 九時三〇分スタート

場 所 サザンクロスカントリー

(ホテル発八時三十分)

会 費 八〇〇〇円

○伊豆大島遊覧

日 時 二十日 九時三〇分スタート

場 所 サザンクロスカントリー

(ホテル発八時三十分)

会 費 八〇〇〇円

9時20分熱海港発 東海汽船伊豆大島 元町着 11時10分 大島一周遊覧バス 乗車

17時大島小涌園ホ
テル着同ホテルに
て宴会及び宿泊
7月21日11時30分
元町発 13時20分
熱海港着

旅行予定表

全 国 青 稅 連

創刊満二年を迎えて

日本経営通信社の

協力に感謝する

全国青年积极士通明

全国書籍連の会報は倉庫以
来満二年を迎えた。これは会
員諸兄のご支援の賜のです。
直接、会報の編集にタッチ
して下さった広報部員のご努
力あってのものと思ひ深く感
謝します。

パイプ役としての役割は大で
あつたし、今後の活動に期待
するものです。

この機会に我々全国青税連
と苦労を共に歩んできた日本
経営通信社について一言述べ
ておきます。

青年税理士との関係は、東京、大阪、名古屋の各青税連

の会報印刷にご協力を戴いて
おります。

全国青税連の誕生の歴史を展
い起すに、会報の創刊号の三
面に東京青税連の第三代目会
長の天野良雄君が述べている
全国青税連の母体となつた打
合会、即ち「第一回浜松会

手配し、現在の全国青税連の誕生に協力を戴いたもので、我々と共に苦労をしました。

は積極的に発行したい、発行してくれという会員の要望もあって、乏しい広報部予算の

ですので、献身的な奉仕をお願いしている次第です。

としている現在のところは、筆者自身が書いたものではありません。

四

この巨頭の義理など商業ハーフを忘れて努力しているそうで、す。

年記念祝賀会が去年帝国ホテルで開かれましたが多数の青年税理士を招待され、ときの代表幹事であった前田宣久君の感謝の辞を申しのべる機会を与えて戴いたことは思い出も新たなことです。今後、きびしい経済情勢の中で全国青年税連と同じように強い意思をもつて積極的な发展を希望します。日本経営通信社のご発展を全会員を代表して祈念する次第です。

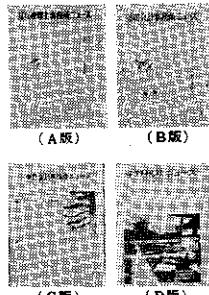
A vertical column of five decorative five-pointed stars of varying sizes.

日本経営通信社は
全国婦税連、専税協、
各支部会報等の印刷

日税連正、副会長推薦

月刊 会計ニュース

全国4000名以上の先生方が
ご利用になっています。



日報社會報「總理士界」廣告代理店

株式会社

日本経営通信社

本社 東京都新宿区新宿2-57 佐原ビル4F
TEL (356) 0061 (352).0769.0760
支社 大阪市東区内淡路町1-26 片岡ビル3F
TEL (941) 7227.7228
九州支社 別府(3) 051 100